

(第二類 第四号)

衆議院 第四十回国会 石炭対策特別委員会議録

昭和三十七年四月六日(金曜日)

午後二時六分開講

委員長
有田
喜一君

理事岡本 茂君 理事齋藤 憲二君

理事始閑 伊平君 理事中川 俊思君

理事岡田利春君 理事多賀谷眞穂君

理事中村重光君
會成正君
白賓一吉君

中村 幸八君 井手 以誠君

滝井 義高君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 築作君

山東政府委員

大臣官房長 塚本敏夫君

通商産業事務官
右図局長 今井 博君

通商産業鉱務監

(鉛山保安局長) 八谷芳祐君

委員外の出席者

通商産業事務官
（筑山）保安司 普
小林 建夫君

理課長

卷之二十一

古炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案（内閣提出第七六

3

石炭鉱業安定法案（勝間田清一君外）

（一）提出、衆法第一九号）

置法案（勝間田清一君外二名提

山衆法第二〇号)

○有田委員長 これより会議を開きま
す。

第一類第四号 石炭対策特別委員会議録第二十三号 昭和三十七年四月六日

ギーの場合については、単なる従来の感覚に基づいた審議会であつては、十分その機能を果たし得ないと思う。私はに言わしめるならば、これはエネルギー政策委員会といいますか、そういう名称によって代表されるような性格、そういうものが考えられなければならぬと思うわけです。いわゆる総合エネルギー政策を打ち出し、あるいはまた、当面の問題としていろいろな各エネルギー産業間の調整等をはかつていく、こういう問題が実は出て参ると思ひますけれども、しかしその考え方としてはエネルギー政策委員会、こういうような名前によつて代表される性格でなければいかぬのではないか、こう実は考えておるわけです。ただいま、イギリスにおいても動力省があり、その中にエネルギー政策局といらものが設置され、いわゆる行政機構上そういう機能を果たしておる。これは単に国有国営という、形態が違つからそうであるというのではなくして、西ドイツの場合においてもやはり同様エネルギー政策という問題が非常に大きくなウエートを持っておるわけです。しかもOEECの場合においては、そういう権威のある機関を作つて、むしろ自国のエネルギー政策だけではなくして、共同体そのものの全体的なエネルギー政策の調整をはかる、こういうところまでヨーロッパの場合には進んでおるわけでありますから、そういう意味で、一体そういう性格を考えておるのか、そういう点についての見解を承っておきたいと思うわけです。

意見だと私は持いますが、私も審議会と
いうふうな機構では、強力なる政策の実
施といふものには不十分であると思いま
す。従つて実際にこのエネルギー政
策を進めていくのには、当然行政機構
の問題も議論になると考へております
が、こういった審議会ではなくて、や
はりそいつた行政的な機能を持つた
委員会を作る必要があるのじやないか
ということは、石炭局サイドとしては
そういう意見をかねがね実は申し出で
おるわけでございますが、やはり行政
機構全般の問題とからみまして、まだ
それが熟するに至つておりますが、
そういう御意見を私は体しまして、今
後ともそぞらいうものの実現に一つ大い
に努力したいと考えておる次第でござ
います。

五百トンを買入れて、これを原料炭とミックスして原料炭を併合して製鉄を開始をする。これは実施をする段階に実は来ておるわけです。原料炭は非常に火つきが悪いですから、一般炭の非常に火つきのいいものをこれと併合いたしますと、非常に火つきがよくて、製鉄関係でむしろ効率が高くなる、こういう実験のデータがすでに出で、七千五百トンというものが製鉄に回されると、いろいろ段階になつてきておるわけです。そうすると、一般炭の中で、特にそういう一つの特殊な炭を作つてこれを製鉄に回すという場合と、もう一つは、三池の石炭によつて代表される、準原料炭といいますか、そういう炭で、これを洗炭したり、あるいはまたそのままでも、外國の強粘結の石炭とこれを混炭することによつて原料炭に向けられる。こういう一般炭があるわけです。各企業がそういう形で努力をして、一般炭の中でも製鉄関係に向けられる、原料炭扱いにでき得る炭を作つて供給した場合には、今五千五百万吨のワクからはずすべきではないか。むしろそういうことを積極的に奨励をすることによつて、五千五百万吨で一応一般炭の需要は抑えられておるので、各企業は努力をして、これを原料炭に向けるように一つの施策をする、混炭設備等を作つてそういう炭を回す。今私が申し上げたように一般炭でも、すでに今年から製鉄会社が引き取つて、これを実用化する段階である。こういう炭は、その分はワグ外で増産してもよろしい、炭を出してもららしいのだということになれば、特にそういう努力が企業間で行なわれると私は思ふんです。そのこと

が国際取支の面から見ても、非常にブ
ラスになると思うんです。この点事務
ベースの段階として、そういう面の検
討をなされているかどうか、それをな
される考え方があるかどうかをまず承
ておきたい。

○今井(博)政府委員 原料炭につきま
しての今の岡田先生の御意見には、私
もその通りじやないかと実は考えて、
原料炭をとにかく増産することは、国
際取支の問題から見ましても非常に重
要であるし、しかも経済ベースに一番
乗せ得る石炭の増産でございまして、
これは積極的にこれから取り上げた
い、資金の配分におきましても、原料
炭重点主義というものを打ち出したい
と思っております。ただ問題は、そな
いう原料炭が出るところがある程度限
定されているということと申します
のは、相当交通の不便などあるがござ
いまして、経済ベースに乗り得るよろ
な意味での原料炭の生産ということに
なりますと、場所も非常に限定されて
くるという問題もござります。それか
ら原料炭を掘りますと、一般炭が一緒
になつて出てくる。これは場所によつ
て違いますが、やはり三割から四割く
らい一般炭が出てくる。こういう問題
がござりますので、今日までそういう
原料炭の問題を取り上げるの
に若干ちゅうらちよいたしておりました
が、御指摘になりましたような観点か
ら、原料炭問題については五千五百万
トンというワクをあまり固定して考え
ないで、合理的な増産を考えたい、こ
ういう計画をしておくべきだ、してみ
たいと思っている次第でございます。

○佐藤國務大臣 今事務当局がお答え
したことについて、私の感じを率直に
申し上げたいと思います。

一般的に申しますならば、強粘結炭あるいは弱粘結炭、さらには強粘結炭と一緒にして使うことによって十分効果を發揮し得る、かように考えられる炭については、これに制限を加えるというのはいかがかだと思います。そういう意味において、今後の施策として新しいそういう山の開発に積極的な方向に進むべきだ、この点についてはこれはもう議論のない点だと思います。本日政府が閣議決定をいたしましたのも、実はそういうことでございます。ただ、そのお話をうちにあります、五千五百万トンのワク内なりやワク外なりや、この問題になりますと、これはもう少し議論をしないと詰まらないところじゃないかと思います。御承知のように、一面において、積極的に新鉱山を開発すると申しましても、これはやはり経済ベースに乗るということが基礎でなければならぬ。これを基礎に乗せるための、ただいまの五千五百万トンの計画であります。従いまして、現在掘つておられるものと新鉱山と合わせて、一応のワク、経済ベースに乗る五千五百万トンといふものを考へる。しかしながら、経済ベースに乗るもののがさらに拡大し得る、こういう結論になれば、私どもも五千五百万トンにこだわるつもりはございません。この点は、今までしばしば申し上げた点でございます。ただ岡田委員の御指摘になりましたように、五千五百万トンのワク外であるとかワク内であるとかいろいろと、これは本来の議論じゃないだらうと思いますので、どこまでも経済性を高めて、しかも上で新鉱山も開発する、こういうことを一つ御考慮願いたい。

なお、補足して申しますならば、この経済性に乗るということは、現在、労使双方の責任においてのみこれを解決しろ、そういうきついことを私は申し述べるわけではございませんし、また、政府の責任において經濟ベースに乗せると言われることが、それがもしワクの外だという意味だとすると、私もどももちょっと賛成しかねる。これは政府並びに労使三位一体になつて、また、さらに消費者も加えて、十分石炭産業といふ国内エネルギー源については理解を深めた立場においての結論、こういうように私考えておりますので、誤解のないように御了承いただきたいと思います。

非常に高いと火つきがいいという点で、すでに富士製鉄ではこれを今年一万トン計画で一応七千五百トン引き取るという長期の協定を実は実施いたしましたわけです。今年度からそれが実用化されるという段階になつてきてるわけです。そのための努力といふものは非常に大へんなものであつたわけですね。約五年間、製鉄会社の言うなりの洗炭をし、サイズ等をそろえて、サンプルを送つて、今日ようやく実用化の段階になつたという態勢なのです。そうすると今後とも、そういう企業家の創意性を發揮させるためには、そういう原料炭に進する、いわゆる市場が非常に大きい面に向かうべきだと思っておりますから、これはワク外に見ていいのじやないか、その方がむしろ積極的にそういう意欲を奨励することになるのじやなかろうか。たとえば三井三池ですと、ものすごい増産になる。ところが、三井三池はコストが安くして經濟ベースに乗るから、ほかがどうなつても、自分のところだけは増産していいというわけには政策上参らぬと思う。やはりある程度、五千五百万トンのベースでそれぞれの自主生産のワクといふものは、おのずから定められてくると思うわけです。しかしながら三井三池で準原料炭に屬する現在の一般炭銘柄を、これを水で洗つて硫黄分を取るといふような努力をしたり、あるいはまた強粘結と混炭させて、弱粘結の新しい、混炭による銘柄ができる、それが原料炭に向けられるということになりますと、これは国際收支の面から見ても非常にけつこうな話なんですね。創意性をどんどん生かして実施をさせる

ためには、そういう努力した面については、これは市場があるわけなんですね。から、そういう点についてはある程度彈力性を持ってワクを見てやろうということになれば、当然そういう意欲が各企業に出てくるのではないか。ですから、五千五百万トンのワク内外といふ問題でなくして、一般炭を原料炭の方向に切りかえていく、そういう努力をさせる意味においては、少なくとも今業界がやっている自主生産調整については、ある程度の配慮を払ってやるべきではないか。今の場合、まだ一万吨ぐらいですから。わずかで、これはお話をになりませんけれども、三井三池のような場合にはそういうことが実施されるとなれば、やはりある程度まとまった、十万、二十万あるいは三十万吨という量になつていくと私は思うのです。原料炭開発も大事であるが、むしろ一般炭をそういう方向に向けさせることによって、長期に今的企业が安定し、経済ベースにも乗つて、いわゆる需要の面も確保できる、こういうことに私はなると思います。そういう点について、單に原料炭の開発だけではなくして、一般炭をむしろ原料炭に向けられるような点も十分考慮すべきではないか。そういうためには、企業も大いに努力するわけですから、そういう場合の生産量の面についてはある程度考慮してやる、こういう方が意欲がわくのはなからうかということを実は申し上げておるのでありますと、そういう点の見解をお聞きしておきたいわけです。

ばどの炭でもやれるじゃないか、こういうことになりますと、今の技術上なり、受け入れ側の理解が不十分だという点がございますので、これはなかなかわかりにくいものは原料炭だ、これはもう強粘結に限らず、弱も含めてこういう考え方でいいと思いますよ。しかしその考え方をさらには進めし拡大して、一般炭にも及ぶじゃないか、こういうように御理解をいただくことが必要じゃないか、かよろに思います。それともう一つ。今の、三井はそういう条件でやっているとか、あるいは北炭はそういう条件でやっている、その条件に合わないものを無理やりにワク内に入れようとするところには無理がきますので、その辺は十分業界なり、私どもも中に入りまして、無理のこない形がいいのじゃないか。今回の政策決定も、そういう意味でどこまでも労使双方、消費者の理解を得、そして政府もそういう意味で責任を持とう、こういう観点でありますので、その観点に立つて取り上げ得るものは取り上げていく。こういうことにならないといかぬというふうに思います。どうも抽象的な話をしまことに恐縮でございますが、ただいませつから御指摘になりました点について、私の感じを率直に申すと、ただいまのような次第でござります。

現在、長期取引協定といふものが紹介され、確保されておる。こういう考え方方に立ちますと、一応五千五百万吨を分解すれば、原料炭は一千万トンなら一千万トン、一般炭は四千五百万トン、こう分解ができるわけです。そういう意味では、五千五百万トンという数字は、むしろそのまま使わなくてもいいと思うのです。原料炭は開発計画も含めて何ぼ、それから一般炭は四千三百万トンなら四千三百万トン、この分析をして、しかも一般炭で相当の犠牲を払い、炭価の面でも犠牲を払つて、ドイツのルルギー会社のように、一般炭をコーカス化して市場に使える銘柄を作る、こうなつて参りますと、そういう点については、ある程度配慮を払えは相當彈力的に運用ができると考えるわけです。また、そういうことをある程度彈力的に運用することによって、企業家の意欲も大いにわいてくるだらうし、しかも炭鉱側と鉄鋼会社なら鉄鉱会社とお互いに技術提携をして、今鉄鋼会社にはそれぞれエネルギー研究所といふものがありますから、そういうものと提携して積極的にやっていく。こういう意欲が自主的に出てくると思ひます。ですから、そういう意味では五千五百万トンを分解して、これから政策として進めるといふことはむしろ積極的に考へるべきではないか、こう考へるのでですが、いかがですか。

府の基本線は堅持してもよろしいと言われることは、政府を大へん御鞭撻で、私は感謝にたえませんけれども、私の申し上げたいのは、五千五百万トンだとか、あるいは六千万トンだとか、そういうことは末の問題ではないか。問題は経済性にあるのだ。その経済性で十分条件さえかなつてくれれば、具備すれば、それはもう六千万トンになつても、六千五百万トンになつてもいいのではないか。そういう意味の工夫が必要なんだ。今までの施策では、眞の目的とするものを明示しておらない。政府がいかにもますい表現をしている。ただいま私が申し上げることを、いわゆる政府の政策転換だ、こう言われても、それはかまわないと思います。五千五百万トンという数量そのものが問題ではない、問題はその経済性なんだ、こういうように御理解をいただきたい。その経済性という意味から——この経済性は、ものによつては外貨支払いの問題もあるし、あるいは他の燃料との競合の問題もある。そして、そういう意味においての国内資源としての経済性の限度も、一応政府は考へている。だからその点に合うようになつて努力してくれ、こういうことであります。外貨の支払い等の条件もあることですから、原料炭の場合において、外国から石炭まで買わぬでよいのではないか、国内の原料炭でなかなか得るなら、また外国の強粘結炭を加えることによって国内の炭が生きていくのなら、そういう工夫をしな、そしてその範囲はさらに拡大されてもいいのではないか、こういうことを実は指摘したいのですから、原料炭の場合において、外國から石炭まで買わぬでよいのではないか、国内の原料炭でなかなか得るなら、また外国の強粘結炭を加えることによって国内の炭が生きていくのなら、そういう工夫をしな、そしてその範囲はさらに拡大されてもいいのではないか、こういうことを実ねてから言わせておりますように、一般炭につきましても、いわゆる燃料炭

として電力等で使用するものについて、それは一定のカロリーの高いものが必要である。カロリーの高いものは、結局炭が安いのだ、こういうことですから、カロリーの高いものを考えます。が、しかしながら低カロリーのものについても、特別な工夫をすれば、それは使えるのだ、そういう意味から与野党をあげて、山元の発電というか、非常に限られた狭い範囲の山元発電ではなくし、広い範囲において石炭の使用範囲を拡大しろ、こういうことは私はいつも努力して参るのでございます。だから、そういう意味の政府の責めのわらいを御理解いたただくことが一番大事なことだ、かように私も考えております。かように申せば、政府の主張も本当に明確になるのではないか。どうか御理解をいただきたいと思います。

トン、こう想定したことは当たつてないと思うのです。そう狂っていないとも思ひます。今年六千百万トンといふけれども、私の検討では、六千百万トンといふものはそら樂に出る處ではない、五千七百万トンから五千八百万トンくらい、現状の山を固定してもその程度ではないか、むしろ私はそういう見解を持っておるわけです。ですから、もちろんこれから合理化基本計画といふものが一体どの程度遂行され、どの程度の効果を上げるのかといふと、によって大臣が言うように相当なれば変わつてくる問題だ、こういう理解の上に立つて質問をいたしております。

最近はだいぶこの点について検討しなければならぬ要素も生まれてきたようになりますが、やはり将来にわたる電気料金の価格政策といいますか、そういうもののがはつきりしなければなりませんし、そういう意味においても、今の制度がまづこうから悪いという意味ではなくて、重大な再検討をすることが必要ではないか、こう私は考えるわけです。そのことによって、石油業法による油の価格の問題あるいは石炭の将来の価格の問題といふものが、ある程度、電力料金を中心にしてこれが検討され総合的な価格政策を自信を持って打ち出すことができる、こうしたことになると、もうそういう悪い問題でなくて、総合的に検討するという立場から、そういう意味では、今の制度が悪いとか何とか、そういう論議をする前にもうそういう悪い問題でないかと思うのです。ですから、決して、各エネルギー間の価格、料金などの決定等の問題について再検討すべきではないか、こう思うのですが、見解いかがでしょうか。

○西田(利)委員 そこで、合理化計画の面から見て、石炭の価格と比較してみて、石炭の場合にはまだ努力の余地がある、改善されるものならば安い方がいいと思うわけですね。ただしかし問題なのは、今日石炭の価格の問題としてヨーロッパ等の諸国を考える場合に、石炭価格といふものは、もちろん日本の事情とは違いますけれども、大体固定化された感じがするわけです。しかも価格をその時点から比較すると、ほかのコストは下がつておるのでけれどもやはり人件費が上がってきて、労務費がコストにはね返ってくるというような面において、ドイツにおいても、イギリスにおいても、フランスにおいても、その結果として価格はあまり変わりがたい、こういう傾向にあるわけです。ですから相当生産性が上がつても、価格は下がらない、むしろイギリスの場合には、今年の春ですか、去年の暮れで、石炭価格はむしろ若干引き上げるというような傾向すらも出ておるわけですね。日本の場合には合理化の過程にあるわけであります。しかし、合理化の過程であるから政治的な配慮で、ここであまりものを言うことはどうかという面はわかりますけれども、少なくともここ五年なり十年の展望に立つ場合、最も競合する石油価格の長期想定と石炭価格の面を考えてみなければならぬと思うのです。そうすると八百四百円に対する千二百円という方針

が打ち出されたのであります。しかしも、すでに油は七千円台を割つておる。しかも石油業法ができる。今のアプローマルな価格を安定的な価格に固定するといいますか、そういう安定価格の方向に引き戻すとしても、C重油大体七千四百円前後くらいになるのではないか。相当長期的にその価格が続いていくのではないかと私は見るわけです。そうしますと、千二百円下げても、C重油八千四百円に対するコスト・ダウンといいますか、当初基本計画を立てた場合と比較いたしまして、まだどうしても相当長期的に開きが出てくると思うわけです。この開きを埋める努力、技術改善、こういうものは当然積極的にやらなければならぬと思うわけです。しかしながらどうしても、自由価格競争させて価格のつり合いがとれるということには、七年ないし十年の展望に立った場合に、どこを検討してもそういう結論は出てこないわけです。しかし政治的な配慮からいうと、今ここで長期の展望に立つてそれが競合でできなといとすれば、石炭産業についてはある一つの限度において保護政策といいますが、そういうものを考慮していくといふ結論が必然的に導き出されてくると思うのです。それを今言うことは政治的にマイナスであるという面は、一つの政策を進める場合に理解できるのですけれども、しかし認識として、私のそういう認識があやまっておるかどうか、お伺いしたい。

ウンというか、その目標を示さないで、経営をやつていらっしゃい、そしてまた目標も示さないで、あるがままの姿で自由な競争をなさいということは、石炭産業に非常に御迷惑なことだと考えますので、各界が了承したまゝ努力する、こういうことで今日まで経済下げという目標のもとに、ただいま労使双方の工夫を願つておるわけであります。同時に、政府自身もそれの実現に努力する、こういうことで今日まで経済下げといつておるわけでござります。でありますから、根本的な思想においては、ただいま岡田さんが言われるようく、石炭と石油を価格の点において自由に競争させ、こういら考え方を実は持つておるわけではございません。しかし、少なくとも石炭産業は第一目標のものだけは達成して下さい、こういうことを実は申しておるわけであります。また本日の閣議決定におきまして、残りの分の価格引き下げについては、三十七年度、三十八年度の振り合いの問題については、近く開かれる審議会において結論を得て、その上で決定しよう。こういふことを実は閣議決定いたしたわけでござりますし、今後の残つておる部分は、時期的に三十七年度に入つておる今日まだきまらない状況でございますから、やや時間的ななズレは出てきておる、こういうことだと思います。ただ私ども今までの説明でやや不足し、政府の意図もそぞうい意味で非常に誤解を受けていたんじやないかと思うのですが、それは何がとうと、今回の閣議決定を見るに際しまして、これは強く私自身が感じ、同時に反省をいたしておるのは、合理化遂行に非常に責任を持つておる結果、石炭産業に対する将来についての積極

的な面がやや等閑視されておる、政府はいわゆる合理化には非常に熱心だが、石炭の将来というものについて希望を持つてないんじゃないか、こういうような感じを実は与えていたんじゃないかと思う。しばしば私は国会を通じ、その他の席を通しましても、基本産業である石炭産業をして、これを安定産業たらしめる、こういうことを公表もし、確約もし、その意味においての努力もいたして参つておりますが、どうもこの点が十分の御理解をいただいていない。むしろ合理化という形だけが強く出、そうしてそれが人員整理だとか、あるいは離職者に対する政策だとか、そういう点については熱意があるが、ただいま申し上げる長期にわたる石炭産業の将来性についていかにも積極性がない、こういうような感じを与えていたんじやないかと思いますので、きょうの閣議決定に際しましても、今生じておる現象に対する政策はもちろんのことだが、本来の石炭産業の長期にわたつての基礎産業としての安定的な成長ということについての政府の熱意を十分示すことが必要じゃないか、かように実は思うのでござります。先ほどいろいろ御意見が出ておりますが、この点について政府が本筋のことはもちろん考へているんだ、こういうことの御理解をいただきと、今やつておりますそれぞれの処置についての御理解等も、在来の感じよりも幾分変わるものじゃないか、こういうふうに思ひます。ただいままでの説明等においてやや欠くる点あり、かように私自身反省いたしまして、感ずる点を率直に付言して、ただいまの、価格千二百円下げる問題についての今後の扱

○岡田(利)委員 私も石炭産業の合理化の問題については、ずいぶん今まで具体的的な意見が開陳され、さらによつた、政府の施策もなされてきたわけですが、問題は長期の石炭産業の展望に対する政策というものが、なかなか今まで打ち出されなかつたわけです。佐藤通産大臣になりましてから、この問題について根本的に触れられて、これから長期の展望に立つ石炭産業は、わが国の場合一体どうあるべきなのか、こういう方向に触れられてきたことを非常に同慶に思うわけです。そこで私はその問題を一步具体化して考えます場合に、いろいろ世上いわれておるのであります、また私も昨年の臨時国会で大臣に申し上げましたように、現行合理化法の体系といふものは、そこまで触れる仕組みには一応なつておつたわけです。ただあまりにも性急なために、合理化案の進行の方向は、人員整理とか生産性を上げるという点にはずいぶん力点が置かれて進められてきたのであります、未開発炭田の開発なり鉱区の調整といふ問題は、全然法律運用が今日までなされてきておらなかつたわけです。それがようやく今日基本問題に触れるによつてその面が生かされていくといふことは、非常に同慶の至りだと思うわけです。そこで私ここで考えることでは、これから山がそういう重點的な施策によつて開発をされていくといふ場合、当面は開発地点における鉱区の問題といふのは私はほとんどないと思うわけです。ここ三年や五年といふ面では、別に鉱区の問題はないと思う

です。極端に言えば、二十年ない
個所もあると思うわけです。しかし私
は、これから山の開発は合理化政策
に基づいてやるわけなんですから、大
体その地域における炭層の賦存状態を
すでに調査が完了しておるわけで
す。もつと五年なり十年あるいは二十
年先になると、鉱区の問題が出てくる
わけです。しかしそれは今の問題でな
いから今すぐ解決する必要がないとい
う意見は、誤りだと思うのです。縦坑
なら縦坑、斜坑なら斜坑を開さくする
場合には、どれだけのフィールドを、
一体この穴を掘ることによって、賦存
されている炭を採掘するかという条件
によって、この開さくはきまるべきだ
と思うのです。ですからここに開さく
をすることによって、少なくともその
フィールドというものは全部その穴に
よつて採掘し得るし、されなければな
らぬということになりますと、その間
に鉱区の問題があれば、事前に私は調
整をしておくべきだとと思うのです。そ
うしますと、この穴はとにかくその調
整された全地域の石炭を採掘するのだ
という、初めからそういう前提に立つ
て斜坑が開発され、縦坑が開発され
る。坑道の展開についても、通気の配
置についても、設備についても、初め
からそういう計画でやりますから、む
だがなくなると私は思うし、非常に合
理的に坑内設計、開発設計というもの
もできると思うのです。その点につい
ての大臣の見解を承りたい。

○今井(博)政府委員 未開発炭田の鉱区調整の問題につきましては、実は協議会を法律上設置することになつておいましたが、実際問題として当面その必要がないということで、実は今日までその開会を延ばしておつたのでござりますが、ただいま御指摘のような趣旨、まだ、これから未開発炭田といふものに力を入れなければならぬという両方の観点から、ちょうど一ヶ月ぐらいたなります。鉱区調整の第一回協議会を正式に開きまして、行動を開始いたしたような次第でございまして、非常におくればせでございますが、将来のことを考えまして、ただいま、その問題にこれから一つ大いに取り組みたい、こう考えております。

○岡田(利)委員 この問題は、今の答弁で私も同感なわけです。ところがも

う一つ問題なのは、スクラップする炭

鉱の場合、これは全然問題はないわ

けですが、維持群の中でも相当長期に

続く維持群——それから増強群の場合

ですと、これは当然のことだと思うので

すが、増強群の場合だけを取り上げて

申し上げますと、大体フィールドのき

まつてある炭鉱も実は非常に多いわけ

です。そういう場合には、私は全然問

題の対象外だと思うのです。しかし増

強群の場合でも、まだ完全にフィール

ドがきまつてない個所があるわけな

んですね。ですから、これはどんどん

増強をしていく。ところが、炭鉱の坑

道といふものは重要な財産ですから、

少なくとも全地域における採掘可能

地域を前提にしてのみ坑道の規模が決

定され、開発が進められていくと考え

るわけです。そうしますと、当然増強

群の場合でも、将来の展望からいつ

実はこれは現在まで全然行なわれてい

ないと、私は言つておるのじやないのです

ね。私はこれは未開発炭田の場合と同様に、この面はある程度考慮しなければならぬ問題ではないか、こういう感じがするわけです。いわゆるおつかなびっくりに向こうは北炭でこつちは住友だから、住友の方から掘つていつて、これは将来どうなるかわからぬ。

○佐藤國務大臣 これが主張がいるわけですね。しかしながら、自主的に話し合いでいる内容は、当面の問題が非常に多いですね。しかし合理化資金の入っている住友のように、縦坑を掘る場合には、北炭と話し合いによって自

主的に解決したというケースも実はあります。しかしながら、一方中小の企業自身もそれぞれの立場についての主張があると思いますが、組合

側においても、それぞれの企業を主体としての組合側の主張が強く出てくると思います。そういう事柄が、ただいまの主調整をまとめると、おいて困難

を招来しておるわけでございます。このようにやはり思いをいたさなければいけないのです。増強群ばかりではございません。維持群においても、すでに

いろいろ問題があるわけです。最近の組合側の主張が強く出てくると、必ずそこに問題

が起る、そういう問題を克服する努力が関係者一同に必要なんじゃない

自分の方は変わったやり方でいくんだ

法によって結論を出していいことが

ことになると、やはり各界の協力を得るような方法によつて結論を出していいこと

になります。その問題に取り組むとい

うことで、この問題に取り組むとい

うことは、やはり行政官庁が独断專行するわけにはもちろん参りませ

ん。やはり各界の協力を得るような方

に立たないということこれをなくする

うものは、関係者がそれぞれ推進して

いくといふか、非常にとらわれた観点

指摘をお願いをしたいと思います。だから、今そういう問題に取り組むとい

うことで、この問題に取り組むとい

うことは、やはり各界の協力を得るよ

うことです。しかし、この問題に取り組むとい

うことは、やはり行政官庁が独断專行する

うことは、やはり行政官庁が独断専行する

日まで延長する。これは二十八年の十月で第一期の合理化計画が一応終わるわけであります。この法律の有効期間が延長される。そうしますと、相当な期間、今から考えますと約十年近い、八程度の期間が延長される。それは一体どういう展望に立つてこの法律の延長をされようとするのか、まず第一にそのことを承りたいと思うわけです。

次に、国鉄運賃の保証の期間が三十九年の三月三十一日、それから「採掘権又は鉱業施設の」云々のいわゆる買付が昭和四十三年三月三十一日、この最後の四十三年三月三十一日というのには、この年にやると大体法律の期間と三年間のズレがあるわけです。これはやはり実効を上げる面から考えてこういう有効期間になつたのではないかと思ふのですが、この意味するものは相当基本的な問題がなければならぬ

ではないか。こう実は私自身判断をするわけです。これは、これから炭鉱の合理化基本計画といいますか、基本的な考え方なり、将来に対する展望がなければ、こういう期間の延長といふものはこのよろしく出ないと実は思ふわけなんですが、この点の見解を承つておきたいと思うわけです。

○今井(博)政府委員 まず第一に、この法律の有効期間を四十六年三月三十

日までに延長いたしましたのは、ただいま御指摘になりましたような考

方でやつたものではございませんで、このたび現在の四十三年という有効期

間をここまで延長いたしましたのは、納付金の関係、さらに具体的に申し上

げますと、このたび六百二十万トンの非能率炭鉱の整備計画に基づきまして、八割は国の補助金、二割は業者の方からくる納付金によってこれをまかなうことにはいたしておりますが、その金繕りからして非常にむずかしいと判断いたしまして、当面の間は国の財政投融資の方から合理化事業団が借りてそれをまかないまして、それを納付金でもつてあとで返済する、こういう建前になつておりますが、その期間を四年間延長する、こういうことで四十六年というふうにいたした次第でございまして、合理化計画そのものとの関係ではございません。

それから石炭の運賃の問題も、現在も石炭運賃の債務保証を合理化事業団がやつておりますが、この保証の期間

を三十九年三月三十一日ということにいたしたのは、昨年の六月に閣議決定をいたしました、その方針に基づいて期間をここに限定いたした次第であります。

それから、その次の第二項の、昭和四十年三月三十一日といたしましたの

間に、現在考えておる整備計画が、たとえば炭鉱の整備関係業務につきま

しては三十九年度末に一応完了すると

いうふうに考えておりますので、それ設けた次第でござります。

雇用促進事業団の関係は、これは雇用促進事業団の法律との関係におきま

して、こういうことを現在の法律廢止

予定の時期のままに据え置いたとい

うおら抜きでござります。

げますと、このたび六百二十万トンの非能率炭鉱の整備計画に基づきまして、八割は国の補助金、二割は業者の

方からくる納付金によつてこれをま

かなことにはいたしておりますが、その

金繕りからして非常にむずかしいと判

断いたしまして、当面の間は国の財政

投融資の方から合理化事業団が借り

てそれをまかないまして、それを納

付金でもつてあとで返済する、こうい

う建前になつておりますが、その期間

を四年間延長する、こういうことで四

十六年というふうにいたした次第でございまして、合理化計画そのものとの

関係ではございません。

それから石炭の運賃の問題も、現在も石炭運賃の債務保証を合理化事業団がやつておりますが、この保証の期間

を三十九年三月三十一日ということに

いたしたのは、昨年の六月に閣議決定

をいたしました、その方針に基づいて

期間をここに限定いたした次第であります。

それから、その次の第二項の、昭和

四十年三月三十一日といたしましたの

間に、現在考えておる整備計画が、

たとえば炭鉱の整備関係業務につきま

しては三十九年度末に一応完了すると

いうふうに考えておりますので、それ設けた次第でござります。

雇用促進事業団の関係は、これは雇

用促進事業団の法律との関係におきま

して、こういうことを現在の法律廢止

予定の時期のままに据え置いたとい

うおら抜きでござります。

○岡田(利)委員 私は、合理化法の昭

和四十二年までの期間内に、これから

前期三カ年後期三カ年の合理化基本計

画を組む、実はこういう構想で今合理

化計画の基本計画を策定しつつあると

思つてます。そろしますと、これは

法律の期限が昭和四十二年であります

から、当然その法律の有効期間内の合

理化計画は、これから前期三年、後期

三年、昭和四十二年までの合理化計画

の基本計画を策定していく、こういう

ことになると私は思つてます。しか

し今述べられたように、ある部分につ

いて、納付金について昭和四十六年ま

でかかるから、この法律の適用期間を

延ばす、こういふように答弁がなされ

ておるわけであります。しかし、現在

の合理化臨時措置法そのものの全体の

効力が昭和四十六年まで延長されると

いふことになつて参りますと——今大

臣から指摘があつたように、一応千二

百円の目標年次、昭和三十八年の十

月、こういふものが当面の第一段階の

目標になつて進んでおります。現在有

効期間内の昭和四十二年までの前期後

期六カ年の計画を組む、ということであ

ります。そうするとその関連からいつ

て、法律の期間を延長するといふ通産

省の考え方については、今答弁があつ

たので私も理解しますけれども、しか

しこれは部分ではなくて、全体の有効

期間が四十六年まで延ばされるわけで

ります。そうしますと、私は石炭産業の実

態、それから、これから未開発炭田の

開発等もある程度考慮していくといふ

ことですね。もちろん再検討するつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、合理化臨時措

置法そのものが昭和四十六年まで有効

期間が延長され、しかも石炭の運賃の

延納に関する債務の保証は三十九年の

三月末までであるということになります

と、これは去年とことしの分の保証

ます。

○岡田(利)委員 次は、第一項の保証

であります。これは昭和四十年三月末

おらないわけでござります。

○岡田(利)委員 私は、合理化法の昭

和四十二年までの期間内に、これから

前期三カ年後期三カ年の合理化基本計

画を組む、実はこういう構想で今合理

化計画の基本計画を策定しつつあると

思つてます。そろしますと、これは

法律の期限が昭和四十二年であります

から、どうもこの点わからぬわけで

あります。そういう点がどうもわか

りませんので、この点一体どういう考

え方に立つておるのか、見解を承りた

うのです。この点はいかがでしよう。

○今井(博)政府委員 それは、納付金

の関係で法律の有効期間を延ばしたもの

でかかるから、この法律の適用期間を

延ばす、こういふように答弁がなされ

ておるわけであります。しかし、現在

の合理化臨時措置法そのものの全体の

効力が昭和四十六年まで延長されると

いふことになつて参りますと——今大

臣から指摘があつたように、一応千二

百円の目標年次、昭和三十八年の十

月、こういふものが当面の第一段階の

目標になつて進んでおります。現在有

効期間内の昭和四十二年までの前期後

期六カ年の計画を組む、ということであ

ります。そうするとその関連からいつ

て、法律の期間を延長するといふ通産

省の考え方については、今答弁があつ

たので私も理解しますけれども、しか

しこれは部分ではなくて、全体の有効

期間が四十六年まで延ばされるわけで

ります。そうしますと、私は石炭産業の実

態、それから、これから未開発炭田の

開発等もある程度考慮していくといふ

ことですね。もちろん再検討するつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、合理化臨時措

置法そのものが昭和四十六年まで有効

期間が延長され、しかも石炭の運賃の

延納に関する債務の保証は三十九年の

三月末までであるということになります

と、これは去年とことしの分の保証

ます。

○岡田(利)委員 次は、第一項の保証

であります。これは昭和四十年三月末

おらないわけでござります。

○岡田(利)委員 私は、合理化法の昭

和四十二年までの期間内に、これから

前期三カ年後期三カ年の合理化基本計

画を組む、実はこういう構想で今合理

化計画の基本計画を策定しつつあると

思つてます。そろしますと、これは

法律の期限が昭和四十二年であります

から、どうもこの点わからぬわけで

あります。そういう点がどうもわか

りませんので、この点一体どういう考

え方に立つておるのか、見解を承りた

うのです。この点はいかがでしよう。

○今井(博)政府委員 それは、納付金

の関係で法律の有効期間を延ばしたもの

でかかるから、この法律の適用期間を

延ばす、こういふように答弁がなされ

ておるわけであります。しかし、現在

の合理化臨時措置法そのものの全体の

効力が昭和四十六年まで延長されると

いふことになつて参りますと——今大

臣から指摘があつたように、一応千二

百円の目標年次、昭和三十八年の十

月、こういふものが当面の第一段階の

目標になつて進んでおります。現在有

効期間内の昭和四十二年までの前期後

期六カ年の計画を組む、ということであ

ります。そうするとその関連からいつ

て、法律の期間を延長するといふ通産

省の考え方については、今答弁があつ

たので私も理解しますけれども、しか

しこれは部分ではなくて、全体の有効

期間が四十六年まで延ばされるわけで

ります。そうしますと、私は石炭産業の実

態、それから、これから未開発炭田の

開発等もある程度考慮していくといふ

ことですね。もちろん再検討するつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、合理化臨時措

置法そのものが昭和四十六年まで有効

期間が延長され、しかも石炭の運賃の

延納に関する債務の保証は三十九年の

三月末までであるということになります

と、これは去年とことしの分の保証

ます。

○岡田(利)委員 次は、第一項の保証

であります。これは昭和四十年三月末

おらないわけでござります。

○岡田(利)委員 私は、合理化法の昭

和四十二年までの期間内に、これから

前期三カ年後期三カ年の合理化基本計

画を組む、実はこういう構想で今合理

化計画の基本計画を策定しつつあると

思つてます。そろしますと、これは

法律の期限が昭和四十二年であります

から、どうもこの点わからぬわけで

あります。そういう点がどうもわか

りませんので、この点一体どういう考

え方に立つておるのか、見解を承りた

うのです。この点はいかがでしよう。

○今井(博)政府委員 それは、納付金

の関係で法律の有効期間を延ばしたもの

でかかるから、この法律の適用期間を

延ばす、こういふように答弁がなされ

ておるわけであります。しかし、現在

の合理化臨時措置法そのものの全体の

効力が昭和四十六年まで延長されると

いふことになつて参りますと——今大

臣から指摘があつたように、一応千二

百円の目標年次、昭和三十八年の十

月、こういふものが当面の第一段階の

目標になつて進んでおります。現在有

効期間内の昭和四十二年までの前期後

期六カ年の計画を組む、ということであ

ります。そうするとその関連からいつ

て、法律の期間を延長するといふ通産

省の考え方については、今答弁があつ

たので私も理解しますけれども、しか

しこれは部分ではなくて、全体の有効

期間が四十六年まで延ばされるわけで

ります。そうしますと、私は石炭産業の実

態、それから、これから未開発炭田の

開発等もある程度考慮していくといふ

ことですね。もちろん再検討するつもりであります。

○岡田(利)委員 私は、合理化臨時措

置法そのものが昭和四十六年まで有効

期間が延長され、しかも石炭の運賃の

延納に関する債務の保証は三十九年の

三月末までであるということになります

と、これは去年とことしの分の保証

ます。

○岡田(利)委員 次は、第一項の保証

であります。これは昭和四十年三月末

まで保証と貸付の期間を定めてあるわけなんですが、一応昭和四十二年までの基本計画を通産省としては組むわけですね。前期、後期の六ヵ年計画を組むわけです。そろそると、四十年といふことになりますと、四十二年を前提にして一応現在作業を進められる、そういう基本計画といふものを審議会にかけて答申をされるということになりますと、この面もどうも実施をしていく場合と期限の定め方がちぐはぐになつておるのではないか。今前段の運賃の問題については基本的解決について大臣から答弁がありましたので、これは別にこだわるべき問題ではなくなったと思うのですが、次の二番目の問題については、この点は一体どういう考え方なのか。この時点になると、もうとにかくこういうものは必要がなくなつる、そういう想定なのか、お伺いしたいと思うのです。

れは、今度の閣議決定によつて、公安委員会が炭鉱業の近代化、合理化及び雇用の安定化を目的として、その実態調査の実施を決定したのである。この調査團が一つの答申を出していく、という閣議決定がなされたわけであつますが、この調査團の権威について、わからぬわけあります。問題は機関の問題だと思うのです。大体この調査團の機能といふのは、その対象はどの程度にまで及ぶといふ構想があるか、たとえば、郡別、あるいは大手、中手、小手、あるいはまた出炭規模、人員規模等による炭鉱を想定しておるのか、おそらく全体の炭鉱を、五人十人の日本の六百何ばの炭鉱全体を対象としておるのではないかと思ふのですが、その程度までの考へられておるのか。この調査團の機能といふことが、私は相当問題になつくると思うわけです。これと同時に、対象の規模についてはどういう程度まで考へられておるのか。この調査團の編成は、調査團の編成方針として、これは中立的な、専門的な機関として持つていらるべきことが、あるいはまた調査團の編成は、數を少なくして、一つの事務局といふ形で考へられておるのか、それとも調査團といふものを作つて、この調査團を派遣するのか、それとも調査團といふものは、相当な人員によつて編成をされるものか、この構想といいますか、考え方、対象、規模等について、あれは承つておきたいと思うわけです。

方法が一つのポイントだと思います。ただいま私どもが考えておりますのは、やはり関係省といたしましては通産、大蔵、労働、この三省が中心でござりますので、この事務当局の参加が必要です。さらに、民間から調査団に入つていただく方は、これは中正公正な方、こういう方、利害関係者でない方を選ぶ。ですから、労使双方の方は御遠慮願う。そういう少數、精銳ということが望ましいのじやないかと思ひます。そういう形のものを作り、従いまして、その調査団ができ上がつた上で、その内容等、具体的調査の方法等は、調査団と実はとくと相談したい、かように思います。ただ、ただいままでのおよその考え方は、あるいは炭田個々の会社にまで入るといふことはなかなかむずかしいんじゃないのか、こういうような感じを実は持つております。しかし、個々の会社に全然入らないで炭田別に調査しろといったってできない、あるいは特別な問題になつておるもの、特殊な事情でなつておるのは別といたしまして、現在まで合理化等を進めたその実情は、やはり代表的なものが、いい意味においても悪い意味においてもあると思います。そういうものについて実情を一つ見ていく、こういうことが望ましいのではないか、かように思います。本日閣議決定をいたしましたので、早急に調査団の編成等にかかるべきだ、かように考えておりますが、きょうの段階ではそこまでは発展しておりません。結局通産省が事務的な処理をしなければならない立場に立つて、そうしてこれは内閣総理大臣から特に任命された委員

で、そこに権威を持たし、その答申する。そういう意味では内閣總理大臣自身に申す。その結果納得できるという要件を備えるものになると思うわけです。そういう点で、実はこのことを非常に重要な視点としておるわけです。従つて今言わされた大臣の構想は、一応の考え方については私も大体同意見を持つておるわけです。

そこで、この調査団は、当面の問題として石炭鉱業の合理化に伴う整備計画、人員整理及び閉山計画については、これは地域別、炭田別に毎年石炭鉱業審議会において審議検討する。いわゆる合理化法の人の部面については、全然今まで考慮しておらなかつたわけありますから、そういう面についても計画的に考えていくのだ。それを鉱業審議会において審議検討するのだ。この構想は、おそらく私は鉱業審議会の雇用部会なら雇用部会といふものが作られて、そういう中で審議検討されていくのではないかろか、実はこういう私自身想定をいたしておるわけです。

そこで私は、こういうような面が一体どういう構想なのかということと關係をして、調査団の対象範囲といいますか、対象は一体、この構想と同じようないくのではなかろうか、実はこういう私自身想定をいたしておるわけです。

いては関連がどうなつておるのか、その間この審議会は活動するのか、動くのか、それともこの調査団との関連で答申はこういうことも含めて出るかしないわけですね。その関連がどうなるのか。ちょっと私この点は不明確なんですが、どういうお考えなんですか

おに納得させることができるかどうか、という問題も私は出ると思うのです。団長が実態を全部調査するなんということは、困難だと思うのです。相当詳しい人が、専門につくわけではないのですから、何かをもつて委嘱するわけですから非常に困難だと思う。そういう

また労働者の要望くらいは聞いてゐる、そういうことを聞いて調査をして、労働者の考え方も一応参考にして、がんばら調査もできるでしようし、そういう民主的な手続は非常に忍耐を要するし、時間もかかることなんですが、題はやはり単にぱつとやつて、政府

○多賀谷委員 本日の閣議決定で出ました石炭対策について、関連いたしまして「今後の石炭政策」として、「エネルギー対策の確立を図るため、近く通産省内に強力な審議会を設けて審議検討をするものとする。」こうあり

と思ひますが、私は石灰産業の今後のあり方といたものは、そういう積極的な面をもつと強く打ち出さないと、そうでなくとも気がめいりがちの業界にこそ、一そらのましさを与えておる。だからこそ、今回もこういう闇議決定をいたしませんが、本来なら作年闇議決定をして

— 1 —

○今井(博)政府委員 開議決定に書い
てござります審議会の検討の問題は、
毎年、現在でも実施計画を実はこの審
議会の合理化部会にかけて検討いたし
ておるわけであります。これが非常に
おくれておるわけですが、この実施計画
画といふのは、御承知のように全国二
三箇所にて、三三支度、

あつては、多くの人を納得させるとはできないと私は思つ。そういう点若干、時間の問題もあるのでしょが、時間が若干かかるても、やはりえたものについてみながすなおに納できるといふ、この点について重大配慮を払つてもらいたいということ

と
は方針といいますか、現在政府はどう
いう方向で日本のエネルギー対策を確
立しようときれているのか、これを一
つお聞かせ願いたい。

て安定産業たらしめるという方向は明示されておるので、今回のような争議なり、あるいは不安なりはないはずなんですが、どうも現実は違つておる。その点が非常に遺憾であります。だから閣議決定がただ単に作文に終わらないうように、実効を上げるように進めて参りたい、こういうことを実はづけ加

Digitized by srujanika@gmail.com

に整備計画については、こういう情勢でござりますので、かねがねわれわれは少なくとも地域別、炭田別くらいは出したいたいと思っていろいろ仕事をしておつたのですが、いろいろな関係、デリケートな關係もありますので、実は差し控えておつたわけであります。今一度はその実施計画をグレード・ダウンしてやる。こういう意図で実は書いてございまますので、この調査団の調査とは直接関係が実はないわけです。しかし御指摘のように、調査団が行かれまして、あるいはこの問題についてはやはり触れられるだらうと思ひますので、それに従つてまたやり方を変えていくということは当然考え方であります。

ると、ある炭田には一回も行かないで全般的な問題について結論を出すということになりますと、これはやつぱり全般的に納得できないと思うのですね。ですからそれぞれの炭田別に調査をやるために、団長が全部やつていつたら、一年や二年は私はかかると思うのですね。ですからどうしても調査団の構想といいのは、もう少し慎重検討してもらいたい。そのことは非常にこれらの結果が出た場合のことについて影響するわけですから、考えてもいいたいということが一つと、今言つた調査の対象の地域ですね、これ

の調査の方法なり、その実情に合
ず、関係者から誤解を受けるようで
十分の効果が上がらない、かように
いますので、ただいま御指摘になり
したいわゆる炭田別といふことは、
大体炭田別といえばわかるところで、
ういう点では誤解はないだらうと思
ますが、過去の実績等において、あ
いはあそこはいけないが、大体同じ
いうようなことでは申わけないと
います。また、現実にはなるほどそ
も、労使双方の方々から見ましても
実情の把握が足らない、こういふこ

わは思ふにそどう思ふと、その問題は、非常に軽視しておるじゃないか、当面の問題の処理に追われて いるのではないか、しかも当面の問題は人員整理に重点を置いて いるのではないのか、こう いう誤解を受けていたが、そういうものではございません。特に国内産業としての重要性にかんがみて、これを育成強化していくという立場で諸政策を進めて いただきたい。だから、他の電力料金等の問題にしても、理論的にはもちろん関連がございますけれども、いわゆる経済的な観点だけでは議論はなかなかできないものであるし、政治的要素も入っておりますが、ぜひとも御理解をいただきたいたのは、政府

対策をいたしまして、国外資源と国内資源との特性を十分分かみ合わせて、そうして総合的見地に立つてのエネルギー対策を立てていくということでありたいと思います。こまかに、あるいは価格はどうだとか、あるいは原料炭はどうだとか、いろいろな問題があろうかと思いますが、基本的に申しますと、積極的な意図を十分理解していましたが、必要だらう、かように考えております。

○岡田(利)委員 私はこの際特に大臣に強く要請したいのは、やはり調査団の編成、調査の仕方ですね。そういうことが非常に大事だと思うのです。今一度の場合にはそのことによつて、すな

ある程度具体的に組んで、そしてその結果についてみんなが納得できるよう、場合によってはそれぞれの地域で、もちろん經營者側の意見を積極的に聞かなければわからぬでしょう。

では調査の答申が権威がないということにならうと思いますので、ただいま要望されましたことは十分一つ徹底するよう、「誠意のある考え方で進ん参りたい、かように思つております

は積極政策というか、積極的な立場で推進していくつもりでございますので、この点を実はつけ加えさせていただいたのでござります。あるいはお尋ねの点がそういうことはやや違うか

鉱業の位置づけを行なう、こと、じゆこうと
とを書いているのです。大体この趣旨
と理解してよろしくうござりますか。
○佐藤国務大臣 ただいま御指摘の通
りと考えております。

第一類第四号

○多賀谷委員 次に、これは事務当局でけつこうですが、強力な審議機関を設けるというのは、具体的にはどういふ方向で考えておられますか。これは通産省設置法の一部改正でも出すわけですか。

○今井(博)政府委員 御承知のよう、通産省に産業構造調査会というのがございまして、その部会にエネルギー部会を設けるという予定になつておるのでございますが、早くこの問題を討議し、出発するという意味におきまして、このエネルギーの関係の部会を特別の部会にして、特別の扱いにして運営する。これに現在ございます石炭鉱業審議会なり各審議会の有力代表メンバーに参加してもらつて、ほかの部会とは格の違う、最高機関的なものにするというふうな運用をしたらどうかといふふうに実は考えておるわけでございますが。なお、せつからく作るながら、新しい法律を作つて、単独で作つたらどうかといふ御意見もございますので、その辺のところはこれから至急検討したいと思います。しかし、実際に早く効果を上げる意味におきましては、現在ある組織を運用した方がかかるべきではないかという考え方を強く持つております。

○多賀谷委員 このはわれわれとして特に意見はないのですけれども、法律を出されるならば、早く設置法の一部

改正をして新しい機関を設けられる

が、今御指摘のよくな形でおいでにならば、早急に確立をしてもらいたい。

そこで、これはやはり立法の問題にならぬわけだらうと思うのですが、そういうエネルギー基本法ともいふべきものを大体大臣の頭では考えておられる

のかどうか、それをお聞かせ願いたい。

○佐藤國務大臣 審議会の問題は、たゞいま事務当局がお答えした通りでござります。もとこの国会は、御承知の

ように、通産省の關係の内閣委員会に

かかつておりますものは、成立をした

というか、衆議院を通過した、こうい

う状況でござりますので、実はその他

にもいろいろあるだらう、かように考

えますので、いましばらく事務当局が

説明する程度で推移させていただき

い、かように実は考えております。

それからその次の問題は、基本法の

問題でございますが、最近基本法ばや

りでございまして、私は基本法とい

うものが十分効果を上げればこそうで

ございますが、先ほどお読み上げにな

りました国内資源としての石炭の地位

を位置づける、そういう抽象的なもの

が骨子になるだけでは、実はどうも不

十分じゃないだらうかと思います。何

も基本法をそら毛ぎらするわけでは

ございませんが、いやしくも基本法と申します以上、十分検討して、かかる上

で出していかなければならぬのじやな

いか、かようには思つております。

ただ、私先ほど来から申しております

ように、国内資源としての石炭のあり

方といふものは、これはよほど重要な

問題でござりますので、今の業界の方

はもちろんのことでござりますが、労

使双方とも、また政府も、また消費者

の立場にある方も真剣に一つ理解をい

ただき、そらして協力体制を作り上げ

ないと、なかなか容易なことじやない

ります。そういう積極的な考え方から

各界の協力を得るという基本的な立場

をとつておりますと、今まで非常に不

明確でございますが、気持の上から申

せば、高いものと安いものと一緒にし

て、平均価格は安くするのだ、こうい

うような方法も、根本にはその考え方

ではないと解決がないのじやないか。

けれども、しかし大臣が今おっしゃる

ことは、やはりある制度といふものが

必要ではないかと思うんです。それは

高いものに安いものをつり上げていく

によって適正な価格を形成する、こ

ういう形を政治的には考えざるを得な

いだろ。そのためには特別な協力を

得ていかなければならぬだらう、こう

実は思つておるのでござります。過日

の商工委員会と本特別委員会との連合

委員会におきましても、その点を申し

上げたつもりでござりますが、しか

し、これも各界の協力を得ないと、そ

の政府の考え方はなかなか実現いたし

ませんから、そういう方向で指導して

参りたい、かようには考えております。

○多賀谷委員 大臣の今後のエネル

ギー対策に対するいわば一つの方針を

出されたわけですが、私非常にけつこ

うだと思います。あまり法律にたよる

といふこともどらうかと思ひますけれども、ものの考え方当時変更になつたおつたといふことを私は指摘したい。と申しますのは、七千二百万ト

ントンをきめるときには、確かに需要

総合エネルギー対策の一環として再検討するものとする。これは、原則は変な場合には、出炭規模の拡大について、

一千五百万吨の合理化基本計画は変更しないがさらにコスト切り下げの可能

な場合に、逆にコストが引

き下がるという面があるならば、あ

る段階になつているかどうかと申しま

すと、やはり業界も政府の考え方方に協

力してくれておりますので、一応資本

主義経済のもとにおいて効果は上がり

つつあるのでござります。従いまし

て、ただいまの点はなお検討さして

いただきたい。

○多賀谷委員 あまり質問しておる

と、せつからくアイデアが出ておるの

が、また引っ込んだりしますが、大臣

がどう考えておるか、少しアイデアが

つたあるのでござります。従いまし

て、ただいまの点はなお検討さして

いただきたい。

○多賀谷委員 あまり質問しておる

と、せつからくアイデアが出ておるの

が、また引っ込んだりしますが、大臣

をとることとはどうかと思ひますが、少なくともそぞういう気持が出てくることが、離職者対策が実効を上げるやうな、かようには思ひるので、特に政府のこういう考え方を明確にいしたわけでもござります。

○多賀谷委員 政府機関が再雇用について十分考慮するということは、これは身体障害者の場合は立法もあるし、これはちつと違いますけれども、現実に公共事業の場合には吸収率という

しつけるということは言えませんけれども、しかし適した職種がある。少なくとも今度の郵政職員のような場合には、あれはみんなみつちいことではなくて、もう少し探るべきですね。それは郵政職員の中にも必ずしも適した職種でないものもありますけれども、郵便配達なんというのは、炭鉱離職者で十分できるのじゃないですか。これはあまり職種のなにを言いますと、若干現在の郵政職員に失礼になる面がある

○佐藤国務大臣 私の方より労働省で御説明するのが適當だらうと思いますが、かりにワクをきめても、その通り実現はあるいは困難かもわかりませぬから申しつけませんけれども私はかなり吸収されるのではないかと思う。今話がついているのは、何人くらいですか。

は、国のいろいろな政策の中において積極的に動くべきだと思うのです。この前は国産品の政府機関における買上げの話もしたわけですがれども、中小企業の官公需の確保という問題もあるのだし、この人の面についてもやはり積極的に、政府機関といふものは相当の購買力があり、人をかかえているのですからね。とにかく国民所得のうちどのくらいを占めるのですか。少なくとも政府予算だって二兆円でしょう。それから地方自治体だって二兆円でしょう。それから一般会計でない、公共企業体關係の国鉄、電電等なんかの予算だって実に莫大なものですから、これは相當努力すればできるのではないか。そこで、これを積極的に労働省と通産省が話し合つてもらつて、遠慮なく計画を出されることが至当ではないかと思う。それは適切なものに無理に炭鉱離職者であるから抑

ん。また郵政省の数が少なかつたのは、今回が最初の試用といいますか、そういう感じもありますので、成績がなければ、これはふやして当然のことあります。またすいぶん人手不足の産業の面もござりますから、そういう意味では就職あっせんも可能かと思します。そういう意味から、失業の登録の手続等についても労働省は特別考え方、全国的視野に立って配分の可能なような道を開けということも、実は申しております。しかしいずれにいたしましても、離職者対策というものが万全であるということはあまり自慢ではございませんので、今のお尋ねの点はよく伺いますけれども、そういう考え方で処理していきたい。やむを得ず出てきた離職者に対しては、どれだけ効果があるかわからぬにしろ、あらゆる手を尽くし、その方法としての具体的

○多賀谷委員 今私が指摘いたしましたことは、大臣はかなり重点を置いてお答えになっておつたように思うのですが、これが閣議決定から消えてなくなつた、と言つては語弊がありますけれども、出てこなかつたのはどういうわけですか。

○佐藤国務大臣 出てこなかつたのは、当時あまり議論をしなかつたということです。しかしこれは、石炭業者が石炭業だけにじっくりかまえるといふようなことでなしに、さらには、有望な事業等に積極的に拡大していくということでござります。しかしこれは、当然のことだ、また、そういう意味で従業員の福利等も増進すべきだ、この方で進めていきたい、かように思います。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We shall not shrink from that decision. We shall meet the enemy at the threshold, and call upon him to give up his usurpation, or we shall drive him from our land.

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We shall not shrink from that decision. We shall meet the enemy at the threshold, and call upon him to give up his usurpation, or we shall drive him from our land.

な方向を実は閣議決定した、かように御了承いただきたいと存ります。

○多賀谷委員 産炭地振興事業団の監督にお話しになつて下さいね。炭鉱体が炭鉱以外の企業をやる、しかもそれはいわば労働者の職場を転換させ意味だ、こういうことで職場造成といふ意味で行なう、これを積極的に進めたい、こういうことをおっしゃつておりますが、どうもこの閣議決定には受けられないようですが、どうですか。

○佐藤国務大臣 具体的にさよろんには書いてございませんが、産炭地振興事業団の仕事の範囲の拡大という意味でお世話ををするつもりでおりますし、あるいはまた経営者自身のただいま言わ

○多賀谷委員 書いていらっしゃらないで、ただこの委員会でお話しになつただけでは、実効がないと思うのです。ですから、これはやはり積極的な一つの施策としてやってもらいたい、これを希望しまして、本日は終わります。

○有田委員長 次会は来たる九月曜日午前十時より開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to decide whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We consider the contest as open, and are prepared to meet it at any point where it may occur.